

令和5年度中山間地域等直接支払事業の実施状況について

1 概要

平成12年度に始まった本制度は、令和2年度からは令和6年度までを対策期とする第5期対策が始まりました。

第5期対策の4年目に当たる令和5年度においては、協定数は1,064協定（対前年度増減なし）、交付金対象農用地は12,153ha（同50haの増加）でした。

対策期の切替年度に当たる第4期最終年度（令和元年度）から第5期初年度（令和2年度）にかけて交付対象農用地は約1,000ha減少しましたが、4年目に入り集落での話し合いなどが進んだ結果、2割程度回復しました。

また、各種加算について、新たに、棚田地域振興活動加算では1協定が、集落協定広域化加算では1協定が、集落機能強化加算では2協定が取り組みました。

2 実施状況

(1) 市町村数

西ノ島町及び知夫村を除く17市町で実施されました。

(2) 協定数

令和5年度の協定数は1,064協定であり、前年度からの増減はありませんでした。

[協定数]

(単位：協定数)

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減 A－B
集落協定	1,010	1,009	▲1
個別協定	54	55	1
合計	1,064	1,064	0

(注) 協定分割によらない協定数の増加 5、協定分割による協定数の増加 0
協定統合によらない協定数の減少 1、協定統合による協定数の減少 4

(3) 交付対象農用地面積等

令和5年度の交付金対象農用地は12,153haであり、前年度から50haの増加となりました。

[農用地面積]

(単位：ha)

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減 A - B
集落協定	11,690	11,645	45
個別協定	463	458	5
合計	12,153	12,103	50

(単位：ha)

	田	畑	草地	採草放牧地	合計
急傾斜	6,193	53	0	70	6,315
緩傾斜	5,330	181	1	22	5,534
隠岐地区平坦地	237	33	7	0	278
高齢化・耕作放棄地率	0	26	0	0	26
合計	11,761	292	8	92	12,153

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

(4) 交付金額

令和5年度に各集落協定及び個別協定に交付された交付金額の総額(国費、県費、市町村費の総額)は、2,004百万円であり、前年度から34百万円の減少となりました。

[交付金額]

(単位：百万円)

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減 A - B
集落協定	1,951	1,986	▲35
個別協定	52	52	0
合計	2,004	2,038	▲34

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計とその内訳の積算値が一致しない場合がある。

(5) 協定の取組内容

令和5年度においては、約9割の協定が、体制整備のための前向きな活動実施を要件とする体制整備単価(交付単価の10割交付)により取り組んでいます。

また、加算については、棚田地域振興活動加算による取組を27協定(対前年度1協定の増)が、超急傾斜農地保全管理加算による取組を2

80協定（同1協定の減少）が、集落協定広域化加算による取組を42協定（同1協定の増加）、集落機能強化加算による取組を102協定（同2協定の増加）、生産性向上加算による取組を184協定（同1協定の減少）が実施しています。

[単価別協定数] (単位：協定数)

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減 A - B
基礎単価	140	142	▲2
体制整備単価	924	922	2
合計	1,064	1,064	0

[単価別面積] (単位：ha)

	令和5年度 A	令和4年度 B	増減 A - B
基礎単価	712	733	▲21
体制整備単価	11,441	11,370	71
合計	12,153	12,103	50

[加算の取組内訳] (単位：協定数、ha)

	実施協定数	面積
棚田地域振興活動計画	27	426
超急傾斜農地保全管理加算	280	1,047
集落協定広域化加算	42	1,601
集落機能強化加算	102	2,577
生産性向上加算	184	3,789

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の8割）

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加えて、体制整備のための前向きな活動に取り組む場合の単価（10割単価）

③棚田地域振興活動計画

認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る

取組を行う場合に、該当の農用地面積に加算される。

④超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に、該当の農用地面積に加算される。

⑤集落協定広域化加算

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で取組を行う場合に、協定農用地全体に加算される。

⑥集落機能強化加算

新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に、協定農用地全体に加算される。

⑦生産性向上加算

生産性向上を図る取組を行う場合に、協定農用地全体に加算される。